

「世界に目を向けよう～今、私たちにできること～」会則

（名称・事務所）

第1条 本会の名称は、「世界に目を向けよう～今、私たちにできること～」という。

第2条 本会の事務所を、実行委員宅に置く。

第3条 主な活動場所は、さいたま市を中心とする。

（目的及び事業）

第4条 次の目的をもって学び、会員相互の知識共有・向上を図り、実践につなげる。

1. 世界に目を向け、自己と世界との関わりについて考えるきっかけづくり。
2. より良い社会づくり、未来づくりのために、今、自分たちのできることを考え、実践する。

第5条 前条の目的を達成するため、次の事業を継続的に行う。

1. 毎月第一・三土曜日に、定期学習会（活動）を行う。
2. 学習の成果を広く地域に発信し、共有するため、定期的にイベントを行う。

（会 員）

第6条 会員の対象は、本会の目的に賛同する者とする。

（役員及び任期）

第7条 本会に、次の役員を置く。

1. 代 表（実行委員） 3名
2. 会 計 1名

第8条 役員のうち、会計は実行委員が兼ねてもよい。

第9条 役員を選出は、会員の総意に基づく。

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会 費）

第11条 会費は年額500円とし、会計に納める。ただし、高校生以下の学生は無料とする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（変 更）

第13条 この会則は、会員との協議の後、実行委員が必要と認める時には変更できる。

付 則 この会則は、平成20年1月1日から施行する。